

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 1 日

佐賀県建設工事入札参加資格者 様

建設・技術課長

佐賀県建設工事請負契約約款の修正について（通知）

令和 6 年 3 月 2 9 日付建設技第 2 8 5 8 号により、佐賀県建設工事請負契約約款の改正について通知したところですが、一部誤りがありましたので修正します。

修正箇所については下記のとおりです。

記

【修正箇所】佐賀県建設工事請負契約約款 第 35 条

（誤）

第 35 条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書（1 件の請負代金の額が 50 万円以上の工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）にあっては、10 分の 4（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10 分の 2））以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

（正）

第 35 条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の 10 分の 3（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10 分の 2（1 件の請負代金の額が 50 万円以上の工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）にあっては、10 分の 4（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10 分の 2））以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

（担当）

建設・技術課 入札・契約担当
TEL 0952-25-7102（直通）